

令和6年度 第2回

伊那市立中学校部活動の地域移行協議会 次第

○ 日時：12月19日（木） 18:30～ ○ 会場：伊那市役所 501・502 会議室

（全体進行：三澤教育次長）

1 開会のことば（飯島文化スポーツ部長）

2 挨拶（福與教育長）

3 協議（議長：松崎会長）

(1) 第1回協議会の会議録の確認（意見交換の総括）について

(2) アンケート調査の結果について

(3) 伊那市における部活動の地域移行に係る基本構想とスタンスについて

(4) 伊那市立中学校部活動の地域移行に係る推進計画について

＝ (1)～(4)の確認と(3)(4)について方針及び計画の確定 ＝

(5) 検討を要する課題等について

① この協議会の任務遂行期間等について

② 要綱第7条「専門部会」について

③ 新規クラブの規約（例）について

④ 運営基本方針・事業計画、
予算書・決算書の様式（例）について

⑤ 傷害保険について

⑥ 指導者の確保と中学生を受け入れるクラブについて

○ 想定される地域クラブの種類や指導者謝金・傷害保険加入について

○ 指導者に係る公務員等の兼職兼業について

○ 指導者の一般公募について

○ 指導者名簿と中学生を受け入れるクラブの登録について

⑦ 必要経費（謝金など）と会費のイメージについて

⑧ （一社）伊那市総合型地域スポーツクラブ

「地域密着活動団体」について

⑨ 「重複したエントリーはできない」について

⑩ その他

③④⑤は
地域クラブ設立時の要件

☆ 本日の協議会全体に係る意見交換

<協議終了>

4 諸連絡

○ 第3回協議会（2/17<月> 18:30～ 501・502 会議室）について

○ その他

5 閉会のことば（飯島文化スポーツ部長）

【第2回】（11月下旬～12月中旬）

- ① 第1回協議会の意見交換の総括について
- ② アンケート調査の結果から（協議）
- ③ 令和8年度末の地域クラブへの移行に向けて（協議）
 - （スポーツ活動、文化芸術活動）
 - 「推進計画（ガイドライン）」の決定＝伊那市の基本的な方針・方向性
 - 検討を要する課題
 - 指導者・活動会場確保、会費、保護者の負担（費用、送迎等）の軽減、新規クラブ創設 等
 - その他
- ④ その他

【第3回】（1月下旬～2月中旬）

- ① 第2回協議会の意見交換の総括について
- ② 地域クラブの運営主体について
- ③ 中学生の受け入れ可能な現存（既存）地域クラブの確認について
- ④ 新規につくるクラブについて
- ⑤ 具体的な実施主体と部活動との連絡会について（できる部活動から）

※ 児童・生徒、保護者、教職員への説明について

- いつ、どのような形（通知、話・説明、HP掲載等）で…

規約例

名称は、さまざま

〇〇中学校軟式野球クラブ 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 このクラブは、〇〇中学校軟式野球クラブと称する。(以下、「本クラブ」という。)

(目的)

第2条 本クラブは、【種目名：□□ 軟式野球】を通じ、クラブ会員の心身の健全な発達と技術の向上を図り、また、クラブ会員相互の親睦を図ることを活動の目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために行う本クラブの事業は、当該各号に規定するものとする。ただし、事業実施に当たっては長野県地域クラブ活動推進ガイドライン及び中学生期のスポーツ・文化活動の指針を遵守する。

- (1) 練習等の実施
- (2) 各種大会等への参加
- (3) 各種大会等の企画運営
- (4) その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業等

(事業年度)

第4条 本クラブの事業年度は、その年の4月1日より翌年の3月31日までとする。

第2章 クラブの会員

(構成)

第5条 本クラブの会員の構成は、当該各号に規定するものとする。

- (1) 生徒クラブ会員：本クラブに所属する伊那市立中学校の生徒
- (2) 一般クラブ会員：生徒クラブ会員の保護者等及び本クラブの目的等に賛同して入会した者及び指導者

(入会資格)

第6条 本クラブに入会する者の要件は、当該各号に規定するものとする。

- (1) 本クラブの目的及び事業等の実施に賛同する者
- (2) 本クラブの諸規約等を遵守する者
- (3) その他、公序良俗に反しない者

(入会手続き)

第7条 本クラブに入会しようとする者は、所定の手続きにより申し込むものとする。

(会員の遵守事項)

第8条 会員が遵守しなければならない事項は、当該各号に規定するものとする。

- (1) 会員は、本クラブの活動に協力すること
- (2) 会員は、会費等を納入すること
本クラブからの退会希望者は、希望するその月までの活動費を支払うこと
- (3) 一般クラブ会員は、生徒クラブ会員の活動を平等に応援及び支援をすること

(会員資格の喪失)

第9条 会員資格の喪失は、当該各号に規定するものとする。

- (1) 脱会した場合
- (2) 更新不履行の場合
- (3) 公序良俗に反した場合
- (4) 死亡した場合
- (5) その他、会員資格の喪失が必要な場合

(除名及び退会勧告)

第10条 本規約第16条に規定する会長（代表者）は、役員会等の協議の上、会員の退会勧告又は除名することができる。その要件は、当該各号に規定するものとする。

- (1) 本クラブの規律又は風紀を乱す者
- (2) 本クラブの向上発展等を妨げるような言動をする者
- (3) 他クラブ及び他チームを誹謗中傷する言動する者
- (4) 理由なく会費を納入しない者
- (5) その他、公序良俗に反する言動行動をする者

第3章 組 織

(構成)

第11条 本クラブは、この規約に則り、クラブ運営を円滑に行うために置く組織は、当該各号に規定するものとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事務局
- (4) その他、必要な組織

第4章 総 会

(総会の位置)

第12条 総会は、一般クラブ会員によって構成する。

2 総会は、本クラブの最終意思決定機関とする。

(招集)

第13条 総会は、この規約第16条に規定する代表者（会長）が招集する。

2 通常総会は、事業年度に1回開催する。

3 必要がある場合は、臨時の総会を開催することができる。

4 一般クラブ会員の過半数から開催請求があった場合は、臨時の総会を招集することができる。

(成立及び決議)

第14条 総会は、委任状を含む一般クラブ会員の過半数の出席をもって成立し、委任状を含む出席者の過半数をもって決議する。

(任務)

第15条 総会の任務は、当該各号に規定するものとする。

- (1) 規約の決定及び改廃
- (2) 役員の選定
- (3) 本クラブの運営方針・指導方針の決定
- (4) 活動報告及び決算報告の認定
- (5) 事業計画案及び予算案の承認
- (6) 本クラブの会費の決定
- (7) 指導者の選定及び指導に係る謝金等の決定
- (8) その他、必要と認める事項

第5章 役員及び役員会

(役員)

第16条 本クラブに置く役員等は、当該各号に規定するものとする。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会長（代表者） | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) 会計担当者 | 若干名 |
| (5) 監事 | 若干名 |
| (6) 本クラブ指導者 | 若干名 |

(役員の選出)

第17条 役員は、一般クラブ会員の互選により選任し、総会の承認を経て選定する。

(役員の任期)

第 18 条 役員の任期は、その年度の総会から次年度の総会までの 1 年間とする。

2 役員の再任は妨げない。

(役員の辞職及び後任者の選定)

第 19 条 役員は、本人の事情等によりその職を辞することができる。

2 役員が辞職した場合の後任役員は、会長が選定する。

3 後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第 20 条 役員は、役員会を組織する。

2 役員会は会長が招集する。

3 役員会の任務は、当該各号に規定するものとする。

(1) 指導方針の協議

(2) 指導者の選任

(3) 各中学校との連携

(4) 生徒指導上の情報の共有

(5) 一般会員の生徒の活動支援に係る担当者の決定

(6) その他、必要と認める事項

第 6 章 事務局

(事務局)

第 21 条 本クラブの事務局は、以下に置く。

第 7 章 クラブの指導者

(任務)

第 22 条 指導者は、本クラブの目的に対し、スポーツ指導並びに青少年の健全育成に対して熱意と意欲を有する者とし、指導者は、クラブの指導方針に従って指導を行わなければならない。

2 指導者は、常に生徒クラブ会員とのコミュニケーションを取ることを重視し、生徒クラブ会員の思いや願いに沿った指導に努めなければならない。

3 指導者は、必要に応じて一般クラブ会員とのコミュニケーションを図り、生徒クラブ会員等に関する情報を共有した上で指導するよう心掛けなければならない。

4 指導者は、その資質向上及びコーチング技術の向上を図るため、常に研修に努めなければならない。

(解雇又は除名)

第 23 条 指導者に、本クラブの趣旨に反する行為や公序良俗に反する行為があった場合は、役員会の協議及び総会の決議をもって、指導者は、解雇又は除名される。

第 8 章 会 計

(運営費)

第 24 条 本クラブは、クラブ会員の会費をもって運営する。

(会費の決定)

第 25 条 会費の金額は、総会にて決議する。

(会費の納入)

第 26 条 本クラブ会員は、指定された期日までに、会費を納入しなければならない。

2 納入期日は、総会で定める。

(会費の使途)

第 27 条 会費の使途は、当該各号の規定による。

- (1) 本クラブの運営に必要な経費及び費用等
- (2) クラブ会員の傷害保険料等
- (3) 指導者への謝金等
- (4) その他、必要と認めるもの (役員手当等を考える)

(会計管理)

第 28 条 会計の管理は、会長の責任で行う。

2 会計処理は、会計担当者が行う。

(会費の返還)

第 29 条 納入した会費は、返還しないものとする。

2 退会を希望する者に対しては、この規約第 8 条第 2 号の規定により処理する。

第 9 章 傷害保険加入及び傷病並びに事故等への対応

(傷害保険等への加入)

第 30 条 クラブ会員は、傷害保険等に参加しなければならない。

(傷害等の補償)

第 31 条 活動中の傷害等の補償は、加入している傷害保険の対象範囲内とする。

(傷病並びに事故等への対応)

第 32 条 本クラブ会員は、本クラブの規約及び使用する当該施設の管理規約等を遵守すると共に当該施設管理責任者及び指導者等の指示に従い、活動するものとする。

2 前項に反したことによる傷病並びに事故等については、本クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(器物の破損等の処置)

第 33 条 使用した施設の設備及び備品等に損害を与えた場合は、原則として使用者の責任において弁償及び原状復帰するものとする。

2 施設の不備等による損害は、当該施設管理者等と協議の上、対処するものとする。

第 10 章 選手登録等

(選手登録等)

第 34 条 大会等への参加申し込み及び選手登録等については、当該生徒クラブ会員及びその保護者等と連携し、生徒クラブ会員が希望している方法によるものとする。

2 指導者等は、生徒クラブ会員が在籍する中学校と連絡を密にとるものとする。

3 学校として参加する大会及び試合等の申し込み及び登録等は、当該校長名で部活動顧問が行い、本クラブとして参加する大会及び試合等の申し込み及び登録等は、本クラブの会長名で、会長又は指導者が行う。

第 11 章 クラブの所属

(クラブの所属)

第 35 条 本クラブは、一般社団法人伊那市総合型地域スポーツクラブ又は伊那市スポーツ協会等に所属するものとする。

第 12 章 細 則

(細則)

第 36 条 この規約に規定されていない事項等については、その都度役員会が判断し、必要がある場合は、総会で報告するものとする。

(附則)

この規約は、令和 年 月 日より施行する。

1 クラブの活動目標

☆ 〇〇活動を通して、生涯にわたり〇〇を楽しむ力を育む。

- (1) 〇〇活動を通して、地域の中で活動する楽しさを味わう。
- (2) 〇〇活動を楽しむと共に、その活動に参加参画する充実感を味わう。
- (3) 地域における多くの活動に参加（参画）し、それらを創り上げようとする態度を培う。

2 目指すクラブ像とそこで活動する子ども像

(1) 目指すクラブ像

（例えば、伊那市の方針では）

「協創協働」「共学共創」「共感と交流」

“ 好きです！ わたしのクラブ！！ ”

(2) 目指す子ども像

（例えば、伊那市の方針では）

「好き」「楽しい」「なぜ」

“ わくわく！ リアルな体験に挑戦！！ ”

3 育みたい力

- 自己を啓発する力
- 自分探しをする力

4 クラブの活動内容

(1) 活動の重点

- 「はじめに子どもありき」の理念を重視
 - ・ 子どもの意欲をファーストに活動する。
- 「参加参画」をベースに、みんなで活動を創り上げるクラブ

(2) 指導者の資質

- 専門的な知識や技能を有する者
- 必要な知識や技能を会得するために努力する者
- コンプライアンスを重視する者

(3) 適切な休養日と活動時間の設定

- 土日のどちらか1日を休養日とする。
- 1回の活動時間は、3時間以内とする。

(4) 大会などへの参加

- 生徒が通学する学校との連絡を密にし、参加を希望する大会や参加する意義のあるイベントなどへの出席・出場について考慮する。
- 大会などの企画・運営にも、積極的に参加参画する。

5 その他

- この運営基本方針は、毎年度当初のクラブ総会等で確認する。
- この運営基本方針は、クラブ総会の協議を経て変更・改訂する。

さくら〇〇（例：合唱）クラブ

令和△年度 事業計画（案）



1 活動の重点

- 各種音楽コンクール（大会）への参加を通して、音楽（合唱）のすばらしさを感じ得ることができるようにする。
- 合唱を通して、地域の行事などへ積極的に参加することにより、多くの方々に鑑賞していただくと共に、「私たちは地域の方々に支えられている」という感謝の気持ちを高め、感動を共にすることのすばらしさを感じ得ることができる。

2 活動計画

月	行 事 な ど	内 容
4	活動開始、総会	活動開始、年次総会
5	コンクール練習	課題曲練習、自由曲選定・練習
6	講習会	課題曲講習会
7	合同練習	近隣クラブとの合同練習会
8	コンクール・大会	南信地区コンクール参加、合唱大会参加
9	中学校文化祭	中学校文化祭参加
10	敬老会参加	〇〇地区敬老会参加
11	交流会	関係団体との交流会、地区文化祭参加
12	シーズンオフ	活動なし
1	シーズンオフ	活動なし
2	送る会	送別会
3	総会	年度末総会（役員改選）

3 活動内容

(1) 活動日・活動会場

- 活動日＝毎月第2・4土曜日、午前9時から
- 活動会場＝伊那市△△公民館◇◇室

(2) 活動時間

- 1回＝3時間（最大）
但し、コンクールなどへ参加する場合は、この限りではない。
- コンクール参加に係る代替＜回復＞措置は、その前後に計画する。

4 その他

(1) 「さくら〇〇クラブ」規約に則り、活動を行う。

- 活動計画（報告）・予算（決算）などを明確にし、透明性があり持続可能なクラブ運営を図る。
- 規約などに不都合が生じた場合は、適宜役員会などを開催し、解決の方向性を探る。

(2) 他組織との情報交換を密にし、クラブの活性化を進める。

令和〇年度 □クラブ

収支予算書（案）



収入総額	0
支出総額	0
差引残金	0

【収入】

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	備考
会費収入			0	〇〇円×△人分
助成金等収入			0	
雑収入			0	
前年度繰越金			0	前年度残金
合計	0	0	0	

【支出】

会場費			0	
通信運搬費			0	
交通費			0	
印刷製本費			0	
備品費			0	
委託費			0	
謝金			0	
人件費			0	
予備費			0	
合計	0	0	0	

令和〇年□月◇日

〇〇クラブ会長（氏名）

令和〇年度 □クラブ

収支決算書（案）



収入総額	0
支出総額	0
差引残金	0

残金は、次年度に繰り越します。

【収入】

項目	本年度 決算額	本年度 予算額	増減	備考
会費収入			0	〇〇円×△人分
助成金等収入			0	
雑収入			0	
前年度繰越金			0	前年度残金
合計	0	0	0	

【支出】

会場費			0	
通信運搬費			0	
交通費			0	
印刷製本費			0	
備品費			0	
委託費			0	
謝金			0	
人件費			0	
予備費			0	
合計	0	0	0	

令和〇年□月◇日

〇〇クラブ会長（氏名）

監査報告

〇〇クラブの決算について、諸帳簿・通帳など関係書類を監査した結果、適切に処理されていたことを認めます。

令和〇年△月□日

監査委員（氏名）

監査委員（氏名）

「地域クラブ」についての調査表

令和 年 月 日 現在

項 目	内 容
クラブ名（種目）	（ ）
クラブは 既存か新設か	既存 新設 その他（ ）
クラブの対象中学校 （全市の場合は全市）	
クラブの代表者名	
クラブの指導者名 （職業と所有している 指導者資格等）	
中学生の参加者数 （男女別、総計）	男子： _____ 名 女子： _____ 名 総計： _____ 名
クラブの規約の有無	有 無
クラブの活動計画の有無	有 無
クラブの予算計画の有無	有 無
傷害保険等加入の有無	有 無
クラブの会費（月額）	円
連絡先 住所：氏名 （普段対応できる電話番号）	〒
加入している組織 （例：市スポーツ協会、 市総合型スポーツC）	
その他 （必要な事項）	